

# 訪問系リハビリの特徴について

	訪問看護事業所のリハビリ	訪問リハビリ事業所のリハビリ
事業形態	訪問看護事業所	病院、老健、クリニック等(特例区についてはリハビリのみの事業も可能)
指示書	かかりつけ医	所属事業所医師(リハ Dr でなくても可)
特徴	○看護師の事業所所属のため、看護師との連携を取りやすい。	○病院医師と連携が取れやすい。 ○所属病院等の医師の診察が 3 か月毎に必要 ○退院・退所の日から起算して 3 月以内の利用者に対して週 12 回まで算定を可能
介護報酬	<p>&lt;要支援&gt; 介護予防訪問看護 I -5 283 単位 ※1 日 3 回以上の訪問で 50/100 へ減算 ※開始から 12 月以上継続した場合、1 回あたり 5 単位減算</p> <p>&lt;要介護&gt; 訪問看護 I -5 293 単位 ※1 日 3 回以上の訪問で 90/100 へ減算</p>	<p>&lt;要介護・要支援&gt; (介護予防)訪問リハビリテーション 307 単位</p> <p>※開始から 12 月以上継続した場合、1 回あたり 5 単位減算</p>
加算	○初回加算 300 単位	<p>○リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 180 単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 213 単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 450 単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 483 単位/月</p> <p>○移行支援加算 17 単位/日</p> <p>○短期集中リハビリテーション加算 200 単位/日(退院日から起算で 3 か月間)</p>
リハ内容	職種としては同一のため内容に関してはほぼ相違ない。	